

石綿含有廃棄物等処理マニュアルの 改定に係る運用変更について

愛知県及び名古屋市では、令和5年3月15日以降、産業廃棄物処理業者への石綿含有廃棄物の許可品目について、「汚泥」の表記を開始します。

令和5年3月15日以降、石綿含有仕上塗材が高压洗浄等によって除去され、泥状の状態で廃棄物となったものは、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）（以下、石綿含有汚泥という。）」として取り扱う必要があります。

つきましては、石綿含有汚泥が発生した場合は、石綿含有汚泥として保管基準を順守し、処理委託する場合は石綿含有汚泥の許可を受けた許可業者に委託してください。なお、許可業者への委託については、経過措置（裏面参照）があります。

●変更の経緯・概要

大気汚染防止法が改正（令和2年6月5日公布）されたことに伴い、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が以下のとおり改訂されました。

【マニュアルの主な改定内容】

- ・吹付け工法の石綿含有仕上塗材について、廃石綿等から石綿含有産業廃棄物へ変更^{※1}
- ・石綿含有産業廃棄物に汚泥の品目の追加

石綿含有仕上塗材の区分

	変更前	変更後
吹付け工法 ^{※1}	特別管理産業廃棄物 「廃石綿」	産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物 「廃プラスチック類」、「がれき類」、「ガラ陶」又は「汚泥」 ^{※3}
上記以外（ローラー塗りなど）	産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物 「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」 ^{※2}	

※1 石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライトについては、従前と変わらず特別管理産業廃棄物「廃石綿」です。

※2 本市では、産業廃棄物である石綿含有仕上塗材については、マニュアルに記載されている「がれき類」又は「ガラ陶」の他に「廃プラスチック類」も該当するものとして取り扱っていました。

※3 高压水洗工法等により除去され、泥状の状態で廃棄物となったものが対象です。

【経過措置】

産業廃棄物の「汚泥」の許可※を有していないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有している許可業者については、経過措置として、令和5年9月30日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、現在の許可で収集運搬業が可能です。

※「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の本市許可は、「汚泥」の許可を有していないものと扱います。

また、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可のみを有している業者（産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」の許可を有していない業者）については、経過措置として、愛知県及び名古屋市と同一の取り扱いを行う自治体で最終処分まで完了する場合は、令和5年9月30日までは、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」として「吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材」の廃棄物を扱うことも可能です。ただし、「廃石綿等」として扱った場合は、最終処分まで「廃石綿等」として扱う必要があります。

参考 石綿含有塗材の注意事項（マニュアルから抜粋）

【排出時】

- ・耐水性のプラスチック袋等により二重こん包すること。
- ・こん包の前に固型化、薬剤による安定等の措置を講ずることが望ましい。

【収集運搬時】

- ・二重こん包の状態のまま運搬すること。

【最終処分時】

- ・石綿含有産業廃棄物が汚泥に該当する場合は、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場で処分すること。

本内容に関する問い合わせ先

名古屋市環境局廃棄物指導課 産業廃棄物指導担当
(電話番号：052-972-2392)